

事務連絡  
令和6年1月11日

各府省等法令担当課長 殿

人事教育局給与課長  
人事教育局衛生官

自衛官診療証記号・番号等の告知要求制限について

自衛官診療証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号）により、自衛官診療証記号・番号等（同法による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第6項に規定する自衛官診療証記号・番号等をいう。以下同じ。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求める 것을 禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和6年4月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として自衛官診療証記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

本人確認等のために自衛官診療証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれでは、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いします。

記

自衛官診療証記号・番号等については、自衛官診療証に記載がなされている。今後も、本人確認等のために自衛官診療証の提示を求めるることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

- ・ 自衛官診療証の提示を受ける場合には、当該自衛官診療証の自衛官診療証記号・番号等を書き写すことのないようすること。また、当該自衛官診療

証の写しをとる際には、当該写しの自衛官診療証記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

- ・ 自衛官診療証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し自衛官診療証記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、自衛官診療証記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 自衛官診療証記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「自衛官診療証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

## 【参照条文】

◎ 防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（抄）

（療養等）

第二十二条 （略）

2～5 （略）

6 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）を利用する者として防衛省令で定める者（次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

7 防衛大臣等以外の者は、給付事務及びこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等の利用が特に必要な場合として防衛省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

9 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものと定める。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

10 防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

11 防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

12 防衛大臣は、前二項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

13 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

14 第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。